

事務連絡
令和3年10月29日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「即時対応特定経費交付金」の取扱いの変更について

即時対応特定経費交付金の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（規模別協力金等）」（令和3年9月28日付け事務連絡）において、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」といいます。）及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「まん延防止等重点措置区域」といいます。）以外の区域について、令和3年10月31日まで対象としたところです。

今般、当該期限を迎えることを踏まえ、即時対応特定経費交付金の取扱いについて、下記の通りとすることとしましたのでお知らせします。本事務連絡を受けた改正版の制度要綱は、別途通知します。

貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

今後の感染状況等によっては、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の区域で、感染拡大の傾向が見られる場合に、特措法第24条第9項に基づき都道府県が飲食店に対する営業時間短縮要請を行うとともに協力金を支給することも想定されます。

このため、即時対応特定経費交付金について、当面の間、適用があるものとします。

(照会先)
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田
直通 03(5501)1752